

人権・同和教育資料

同和問題学習の系統性を踏まえた 指導者研修資料



平成26年3月
愛媛県教育委員会人権教育課

はじめに

愛媛県教育委員会では、「愛媛県人権施策推進基本方針」の具現化に向けて、これまでの同和教育の成果や視点を継承するとともに、国際的な潮流や同和教育の取組に学びながら、県民の人権尊重の意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す人権・同和教育を推進しています。

このことを踏まえ、平成25年6月に策定いたしました「愛媛県人権・同和教育基本方針」では、これまでどおり同和問題をはじめ、急速に変化を遂げる現代社会において新しく生まれる人権課題や、複雑化する人権課題の解決を目指して人権・同和教育に取り組んでいくことを明確にしています。また、これまで同和教育で培われてきた「差別の現実に深く学ぶ」というものの見方や考え方は、他の人権課題の解決につながります。

昨年は、愛媛に水平社が誕生して90年という節目の年であり、県内各地で様々な取組が行われるなかで、同和問題学習の在り方が問い合わせられることとなりました。県内各地域において熱心な取組がなされているなかにあっても、系統性のある学習の推進という観点から見れば、まだまだ不十分であるとの声も聞こえてきました。また、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（文部科学省）においても、発達段階を踏まえた校種間や学校教育と社会教育の連携に視点を置いた取組が求められています。

そこで、今年度、系統性を踏まえた指導者のための同和問題学習資料を作成いたしました。本資料は、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、年間指導計画に位置付けて活用していただくとともに、研修等においても活用していただきたいと思います。加えて、社会教育においても現状に即して御活用いただけると幸いです。

最後になりましたが、本資料の作成に御尽力くださいました皆様に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

愛媛県教育委員会

人権教育課長

目 次

はじめに

I	同和問題学習における系統性を踏まえた指導について	1
II	人権の歴史（中世～近世）	
	小学校編「新しい時代への動き（渋染一揆）」（社会科）	2
	中学校編「渋染一揆」（道徳）	7
	高等学校編「部落差別の起こり」（HR活動）	11
III	人権の歴史（近代）	
	小学校編「生活や社会の変化（全国水平社）」（社会科）	15
	中学校編「解放令」～全国水平社の結成へ（社会科）	19
	中学校編「全国水平社の結成」（社会科）	22
	高等学校編「水平社運動」（HR活動）	25
IV	人権の歴史（現代）	
	小学校編「わたしたちのくらしと日本国憲法」（社会科）	28
	中学校編「就職差別の解消に向けて」（学級活動）	32
	高等学校編「確かな進路保障のために」（HR活動）	35
	社会教育編「社会・家庭・地域で学ぶ就職差別」	40
	社会教育編「結婚に関わる差別について考え方」	44

【本資料の使い方】

本資料は、学校教育や社会教育において人権・同和教育を推進する指導者の研修用資料として作成しています。同和問題学習の指導の充実のために、各学校や地域における職員研修やリーダー研修等で御活用ください。

なお、本資料の内容は、同和問題学習の系統性に視点をおいて作成しています。授業の展開例や資料なども掲載してありますが、あくまで参考資料としています。本資料の内容を理解したうえで、学習者の発達段階や理解の度合い、更には地域の実情に即した適切な御指導をお願いいたします。

【表紙】 平成25年度人権尊重の意識を高めるためのポスター作品

高等学校の部 特選 愛媛県立今治工業高等学校 3年 阿部美友希

I 同和問題学習における系統性を踏まえた指導について

○ 小学校

小学校では、低学年から学校や家庭生活での身近な人権に関わる問題を取り上げ、自分たちで考え、自分たちで解決していくことによって人権意識を高めていきます。これらの学習を基盤として、6年生の社会科では、教科書に即して各時代の大きな流れの中に位置付けて同和問題学習を行います。これらの学習を通して、現在も存在している不合理な差別に気付き、問題解決への意欲をもつことが大切です。

○ 中学校

中学校では、小学校における学習の成果を受けて、同和問題の歴史的・社会的背景について更に正しい理解と認識を深めることを通して、その時代を生きた人々の差別と闘う姿に学ぶことから、不合理な差別に対して憤りをもち、差別を許さないという心情を培うことが求められます。更にこの問題を自分自身の問題として受け止め、自分にできることを考えていくことが大切です。

また、中学校の社会科では、賤称語を扱うなど直接、同和問題に関わる学習内容が増えます。そのため、道徳等との関連も含めた系統性を考慮することが重要です。

○ 高等学校

高等学校では、中学校までの同和問題学習の成果を更に深められるように、生徒や地域の実態に応じて教育内容を創造し、同和問題の解決を自らの課題とし、主体的に行動できる生徒を育成する必要があります。同和問題を学習するのは、正しい知識を身に付けるだけでなく、その学習を通して、自分の生き方・在り方を見直すことがあります。それらのことを踏まえて、ホームルーム活動だけでなく、他教科との連携を図るとともに、地域教材の開発等に取り組むことが大切です。

○ 社会教育

社会教育では、同和問題の正しい理解を深め、自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むことができるよう、多様な学習内容や方法等の創意工夫を図ることが大切です。同和問題に関する人々の偏見や差別意識は、着実に解消しているものの、結婚問題を中心に依然として残っています。そこでは、より深く「差別の現実に学ぶ」同和問題学習が必要となります。家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受け止める環境が十分に整ってこそ、同和問題学習の成果が知的・理解の深化や人権感覚の育成に結び付きます。

II 人権の歴史（中世～近世） 小学校編「新しい時代への動き（渋染一揆）」

1 ねらい

社会の変化を幕府や藩の力の衰えと関連付けて考え、政治が行き詰まり、百姓や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々をはじめ、様々な立場の人々による改革を求める動きが出てきたことを理解させる。

2 指導上の留意点

- (1) 江戸時代の身分制度のもとで、百姓や町人とは別に身分上厳しく差別された人々は、互いに助け合う伝統を大切にしながら、農業や独自の産業などの労働に携わり生活していた時代背景をおさえる。
- (2) たび重なる飢饉や重税、お触れによって苦しめられていた百姓や町人は、百姓一揆や打ちこわしを起こして訴えた。それに対して「渋染一揆」は百姓や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々が差別への激しい怒りに燃え、命をかけて人間の平等と尊厳を訴えた闘いであったことをおさえる。
- (3) 渋染一揆が成功した要因を知らせ、正当な権利の主張の在り方や、生きるための学問の大切さについて考えさせる。

3 展開例（社会科学習指導案）

- (1) 単元名 「新しい時代への動き」

- (2) 指導案例

学習活動	主な発問と予想される児童の反応	指導上の留意点（◆評価）
1 打ちこわしや百姓一揆が増えていった時代背景を理解する。	<ul style="list-style-type: none">○ 教科書のグラフを見て気付いたことや疑問に思ったことはないか。<ul style="list-style-type: none">・ 打ちこわしの発生件数はあまり変わらないが、百姓一揆は増加傾向にある。・ 飢饉が起ったときに、一揆や打ちこわしが増えている。・ 愛媛県でも一揆や打ちこわしがあったのだろうか。 ○ なぜ、打ちこわしや百姓一揆が増えたのだろうか。<ul style="list-style-type: none">・ 生活が苦しくなったから。・ 政治を行う人たちが自分たちに都合のよいことばかりをするから。	<ul style="list-style-type: none">○ 「百姓一揆と打ちこわし」のグラフから、発生の推移や多さに気付かせる。○ 「打ちこわし」と「百姓一揆」の意味の違いを理解させる。○ 武左衛門一揆など、県内にも一揆があったことを知らせる。 ○ 飢饉により米が不足し、物価が上がったり、年貢が重くなったりして人々の生活が苦しくなったことや、武士の力が絶対的なものでなくなり、政治が立ち行かなくなつたことへの不満の表れであることを理解させる。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一揆の際に「からかさ連判状」をつくったのはなぜだろう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰が責任者なのか分からぬ。 ・ 全員に責任があると考えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当時は一揆を起こすことは命がけの行動であったことを理解させる。
2 渋染一揆について考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 渋染一揆とは、どんな一揆だったのか調べよう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別に対して立ち上がった一揆 ・ たくさんの人々が参加した。 ・ 犠牲者も出たが、成功した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分たちの権利を主張するために、知恵を出し合い行動したことを理解させる。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 百姓と分け隔てる命令を出された、身分上厳しく差別されてきた人々はどんな思いで一揆に参加したのだろう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 百姓と同じように年貢を納めているのにおかしい。 ・ 何としても命令を取り下げてほしいと訴えに行くしかない。 ・ 自分たちだけ差別されておかしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書のコラムを読み、渋染一揆は差別の撤廃を求める人々の立ち上がりであったことを理解させる。
3 本時のまとめをする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 渋染一揆が成功したことについてどう思うか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 命がけで信念を貫いたことは、勇気があってすごい。 ・ 話合いで解決したことは、正しい方法だと思う。 ・ たくさんの仲間が一致団結して成し遂げたことがすごい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武器を使わず、話合いで解決しようとしたこと、53か村千数百人余りの仲間が一致団結して行ったこと、理路整然とした嘆願書を作成するだけの高い教養を備えていたことなど、渋染一揆の成功の要因について知らせる。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今日の学習をまとめよう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分たちの生活や権利を守るために、行動を起こす人々が出てきた。 ・ 政治の行き詰まりに対して不満をもち、立ち上がった人々の中には、武士や新しい学問を学ぶ人たちもいた。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 政治が行き詰まり、百姓や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々をはじめ、様々な立場の人々による改革を求める動きが出てきたことを理解することができたか。

(参考) 「新しい社会 6年上」 東京書籍 P 97

【資料】ワークシート例

新しい時代への動き

一揆の際にからかさ連判状をつくったのはなぜでしょう

渋染一揆が成功したことについてどう思いますか

コラム 「武左衛門一揆」

江戸時代後期、度重なる天災きんや幕府の公務負担などで吉田藩の財政は極めて苦しかった。負担の全ては領民に転嫁され、また、農民の大切な収入源である和紙を藩の専売にして安く買い上げたため、領民は年々困窮の度を増していった。上大野村（現在鬼北町）の農民武左衛門はついに意を決し、「ちよんがりぶし」と呼ばれる一口淨瑠璃をうたいながら、3年の歳月をかけて村々を巡り歩き、意思強固な指導者を密かに集め、領内 83ヶ村から総勢1万人に及ぶ百姓一揆を起こした。寛政5（1793）年のことであった。

（参考）

「人権の道をたずねて－地域に残された人権獲得の足跡」愛媛県教育委員会

【資料】人権の歴史に関する単元ごとのねらいと指導上の留意点（中世～近世）

小学校では、6年生の社会科で歴史学習を行い、同和問題に関する事象を、教科書に即して各時代の大きな流れの中に位置付けて学習していきます。

学習を進めるに当たっては、指導する側が年間指導計画に基づいて系統的な学習計画を立てることが必要です。そのためには、各単元に示されている人権の歴史の一連の流れをおさえ、場当たり的な指導にならないようになることが大切です。また、小学校においては、各学年での指導の積み重ねを、同和問題学習に生かすため、全ての教員が指導できるように研修を深めておく必要があります。これらのこと踏まえ、本資料の小学校編においては、社会科における人権の歴史に関する項目を教科書の単元ごとに中世から現代まで載せています。

※なお小学校編では「新しい社会6上・下」（東京書籍）を参考にしています。

＜書院造と室町文化＞

○ ねらい

この頃に生まれた文化が現代にも伝わっていることを理解させるとともに、当時の民衆文化の発展には身分のうえで差別されていた人々も関わっていたことに気付かせる。

○ 指導上の留意点

- ・ 「身分の上で差別された人々」とは、不思議な力をもつ人として敬われる一方で、自分たちとは違う存在として怖れられ、排除された人々であったことをおさえる。
- ・ この頃の差別は、制度として固定されたものではなく、違う存在を排除しようとする社会的な差別であったことをおさえる。

※社会的差別…本資料P12を参照

＜大阪城と豊臣秀吉＞

○ ねらい

豊臣秀吉が、刀狩や検地を行い、身分の固定化を進めることにより、武士が世の中を支配する仕組みを整え、全国統一を果たしたことを理解させる。

○ 指導上の留意点

- ・ 身分は、住んでいる場所によって決められたことをおさえる。
- ・ 「百姓」の言葉の意味を理解させておく。

＜人々の暮らしと身分＞

○ ねらい

幕府が身分制度によって百姓や町人などを支配したことを理解させる。

○ 指導上の留意点

- ・ 身分制度が確立されていくなか、百姓・町人とは別に居住地や交際で制限を受けるなど厳しく差別されてきた人々は、厳しい差別のなかを、社会を支える仕事に従事しながらたくましく生きてきたことに気付かせる。

<新しい学問>

○ ねらい

西洋の学問を学ぶことで、日本の社会や政治に役立てようとする人々が増えたことを理解させる。

○ 指導上の留意点

- ・ 厳しく差別されながらも、日々の労働を通して技術と知識を培ってきた人々が、この頃の医学に貢献したことを理解させる。
- ・ 身分上厳しく差別されてきた人々に教えを請うことによって、飛躍的に医学が進歩したことをおさえ、差別が身分制度として存在していたことをおさえる。

<新しい時代への動き>

○ ねらい

社会の変化を幕府や藩の力の衰えと関連付けて考え、政治が行き詰まることによって、百姓や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々をはじめ、様々な立場の人々による改革を求める動きが出てきたことを理解させる。

○ 指導上の留意点

- ・ 時代背景を十分に理解させる。
- ・ 渋染一揆は、差別の撤廃を求めるものであったことを理解させる。
- ・ 渋染一揆が成功した要因を知らせ、正当な権利の主張の在り方や、生きるための学問の大切さについて考えさせる。

II 人権の歴史（中世～近世） 中学校編「渋染一揆」

1 ねらい

「渋染一揆」は、1856年、岡山藩の差別政策に対して、被差別部落の人々が一致団結して立ち上がった史実である。人々が人間の尊厳を守るために、当時の政治情勢を踏まえて行動している点に着目させたうえで、次の点に重点を置いて指導したい。

- (1) 渋染一揆が、被差別身分の人々にとって人間の尊厳を守るための闘いであったことを理解させる。
- (2) 「別段儉約令」の差別性を明らかにするとともに、この法令に対して敢然と立ち上がった人々の心情に深く学び、差別に対する怒りと憤りをもたせる。
- (3) 渋染一揆が成功した要因について考えさせる中で、一揆を起こした人々の勇気と英知について学ぶとともに、差別解消に向けて明るい展望をもたせる。

2 指導上の留意点

- (1) 「儉約令」と「別段儉約令」が出された歴史的背景について理解するとともに、この二つの法令を比較することを通して、「別段儉約令」に見られる差別性について気付かせる。
- (2) 差別の不合理性に対して命がけで立ち上がった人々の心情を理解するとともに、「嘆願書」から差別法令を撤回させるために岡山藩の政治情勢を分析したうえで、的確に行動した人々の英知について気付かせる。
- (3) 日頃から校区内の小学校と学習内容について情報交換を行っておくことが重要である。また、社会科歴史的分野の学習進度に合わせて、道徳の授業を行うことが望ましい。

コラム 時代背景（社会科では、こんな学習をしています。）

18世紀後半以降、貨幣経済の浸透によって社会や経済の仕組が大きく変化してきた。百姓一揆や打ちこわしに見られるように民衆が立ち上がる姿がその一例としてあげられる。それに歩調を合わせるように、幕府や諸藩の財政は危機的状況を迎える。このような変化は、武士が人々を支配する幕藩体制の揺らぎを意味する。また、18世紀末から日本周辺に外国船が接近する事態が生じ、1853年にはペリーが浦賀に来航する。この頃から、各藩は幕府から沿岸警備を命じられ、ますます財政が厳しくなっていく。そのような状況を開拓するために、各藩では、民衆に対して儉約を強いるとともに差別政策を強化することで民衆の不満をそらし、事態を乗り切ろうとしていった。

賤称語の扱いについては、指導者が賤称語の成立過程について正しく認識した上で、その言葉がもつ重みと不合理さについて理解する必要性がある。なお、「人権・同和教育資料「同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて指導者研修資料」（平成25年3月 愛媛県教育委員会人権教育課）の2ページに、賤称語の指導について詳しく掲載されている。以下の年代についても同様である。

3 展開例（道徳学習指導案）

- (1) 主題名 差別・偏見のない社会 4－(3)
- (2) 資料名 「渋染一揆」 愛媛県同和教育協議会編「ほのお」

(3) ねらい

部落差別強化の歴史的事実を知らせるとともに、人間らしく生きる権利を守るために部落の人々が団結し闘い抜いた姿に共感させ、差別を許さず、なくしていくとする態度を育てる。

(4) 指導案例

学習活動	主な発問と予想される生徒の反応	指導上の留意点(◆評価)
1 本時の学習課題を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 百姓一揆や打ちこわしの資料を見てこの頃の社会はどのような状態であったと考えられるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 百姓や町人の暮らししが厳しくなっていった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会科の授業と関連させ、貨幣経済の浸透とともに、身分制度が摇らいだことを理解させる。
2 資料を読んで話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山藩で差別を受けた人々は、なぜ法令に反対しているのだろう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今までにない厳しい法令だから。 ・ 百姓と同じように働いて税を納めているのに、差別を受けるのは理不尽だ。 ・ 人として違いがないのに、差別を受けることに納得がいかない。 ○ 人々はどのような思いで嘆願に出向いたのだろう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ この法令に従うと、ますます差別が厳しくなると思ったから。 ・ 理不尽な差別に対して、命がけで嘆願に行かないとい人間の尊厳が失われると思ったから。 ○ なぜ、渋染一揆は成功したのだろう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間として間違ったことをしていないから。 ・ 命がけの行動に対して、周囲が支えたから。 ・ 身分制社会であっても、人間の尊厳に差ないと考えたから。 ・ 命がけの抵抗、団結力、人々の知恵と行動力があったから。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資料1、2から法令の違いを比較し差別性に気付かせる。 ○ 愛媛県の大洲藩から出された掻書(参考)について触れてよい。 ○ 嘆願に出向くことは当時、禁止されていたことを理解させる。 ○ 資料3から、嘆願書に込められた人々の思いや願いを感じとらせる。 ○ 岡山藩の政治情勢を判断して行動していたことに触れる。 ○ 身分制社会の中であっても、人々の行動を理解し支援する農民(百姓)がいたことに気付かせる。 ○ 法令に反対して立ち上がった人々が、厳しい差別の中であっても、力強く生きている姿に気付かせる。 <p>◆ 人間らしく生きる権利を守るために部落の人々が団結し闘い抜いた姿に共感させ、差別を許さず、なくしていくとする態度を育てることができたか。</p>
3 自分自身を振り返る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業で感じたこと、考えたことを発表しましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間らしく生きる権利を守ろうとする人々の団結力がすごい。 ・ 自分自身も、差別を許さず、なくしていくとする気持ちをもちたい。 ・ 差別をなくしていくのは、私たちの役割だ。 	

【注】 「ほのお」の「渋染一揆」で書かれている「農民」は、現在の社会科等の教科書では、「百姓」という表現になっている。

【資料】

資料 1

僕約令（被差別部落以外の人々に對して）
着る物は木綿にすること。綿入れ
や目立つ染め物はいけない。
一 髮飾りなどは、目立たないものに
一 しなさい。
一 雨の日には、みの笠を使つてもよ
い。手傘を使うときは、柄が竹でで
きた白色の傘にしなさい。げたは栗
げたにしなさい。

資料 2

僕約令（被差別部落の人々に対して）

衣類は無地の渋か藍で染めたもので、今もつい新しく着物を作らないしでなさい。新しく着物を作るときは、藍や渋で染めたものにしなさい。

雨のときに近所や村へ行くときに、はだしでは迷惑をかけるので、栗のねたを使つてもよい。しかし、百姓に出会つたら、はだしになつておじぎをしなさい。

いや年貢をきちんと納めている家の子女どもは、特別に柄が竹でできてもよい。白色の傘を使つてもよい。

資料1は、1855年に百姓に対して出されたものである。岡山藩の財政危機を背景に、領民に対して儉約するよう求めている。資料2は、1856年に被差別部落の人々に出されたものである。資料1と比べ、服装の色について触れていたり、雨の日のことについて領民と差をつけたりするなど、違いが見られる。指導をする際にはこれらの違いについても触れておきたい。

資料 3

〈参考〉

嘆願書（拔粹）

このたび出された僕約令について
難渋しておりますので、おそれなが
ら嘆願申し上げます。
私たちは、田や畠を耕し、きちんと
と年貢も納めてきました。今回の御
触書で、着るものをはじめとして百
姓と分け隔てをされることは、農業をし
ていく気力がなくなります。また、
ほとんどの者が貧乏で生活が苦しく、
着物を新しくはできません。そのこ
とをおわかりいただき、もめんの古
着を買って着ることを許してください。
私たちのなかには、盜賊などの取
締まりをしている者がたくさんいま
すが、みんな命をかけて一生懸命働
いてきました。もし、汚染の着物を
かつて逃げられ、役目を果たすこと
ができなくなります。

女の髪の結い方は、従來通り打ちわけに限り、こうがいは格別に許すが、そこのほかの髪飾りはしてはならない。下駄・傘は用いてはならない。芝居見物は多人数の中へ入り込んではならない。平人へいにんに紛れなよいように引き離れ屋根のない所にいる事。頭の者、やむをえず提灯を使用する時は、無印のものに限る事。武士は、いうまでもなく、町人や百姓に対する不都合な言動のないよう十分に対し、て心掛ける事。

木綿合羽(かっぱ)は、いうまでもなく、なんの油合羽も決して使用してはならない。などふつりあいのものを用いない事。

資料3は、岡山藩家老の伊木若狭へ出した嘆願書である。農民と同じように働いて年貢を納めていること。また、服装については古着ですませており、着物の色を渋染に限定することで盜賊の取締りができなくなることをあげ、僕約令の矛盾点について指摘している点に着目させたい。〈参考〉は、1808年に愛媛県の大洲藩から被差別部落の人々に出された捷書である。資料1、2と比較するなどして、愛媛県においても被差別の人々に対して差別があったことについて触れることができる。

(参考) 愛媛県人権教育協議会編 『人間の輪』 P49~51

【資料】ワークシート例

渋染一揆

年 組 番 氏名 ()

- 1 岡山藩で差別を受けた人々は、なぜ法令に反対しているのだろう。

- 2 人々はどのような思いで嘆願に出向いたのだろう。

- 3 なぜ、渋染一揆は成功したのだろう。

- 4 今日の授業を振り返って、感じたこと考えたことを書いてみよう。

II 人権の歴史（中世～近世） 高等学校編「部落差別の起こり」

1 教材化の視点

高校等では「人権を獲得してきたあゆみに学ぼう」と題して、人権獲得の歴史を扱った人権・同和教育ホームルーム活動を、主に2学年次に3～4回実施している。時間的に限りがあることや、被差別部落の人々が人間としての誇りをかけて立ち上がった渋染一揆等の学習に時間をかけるため、これまで「部落差別の起こり」については、その経緯を簡潔に触れるだけであった。そこで、部落差別が成立する過程を明らかにするため、今一度「部落差別の起こり」について十分時間をかけ授業を行うべきであると考えた。そうすることで、部落差別の不合理さや賤称語の背景にある言葉の重みなどをきちんと理解させることができる。

また、渋染一揆等の学習に関しては、小中学校の社会科や道徳等で取り扱われているため、年間3回で学習している場合は、授業の中でその内容の確認をすることで振り返りたい。

2 学習上の留意点

- (1) 中世の「社会的差別」について学ぶ際には、庶民の中にあったケガレ観や賤視観などが基盤となって差別が行われていたことをおさえる必要がある。室町時代に差別を受けていた人々は河原者と呼ばれており、河原に住み、芸能や庭園造り、皮革加工などに従事していた。能楽を大成した観阿弥・世阿弥や、銀閣寺の庭園を造った善阿弥などは、河原者であったと言われている。
- (2) 部落差別が制度として確立したのは、身分・職業・居住地が固定化し、固有の役負担が課せられる江戸時代中期と考えられる。これは、幕府や藩が「法令でもって差別を強制する政策を展開し始めた時期」と重なるうえに、被差別身分の検地帳の肩書き記載が、皮革職人の総称である「かわた」「かわや」から「えた」表記に変わっていく時期と一致するからである。
また、百姓や町人から反感を買う行刑役等を課したり、差別意識を助長するために差別性の強い表記を使用するなど、支配者側が身分制社会を維持するための手段として、被差別身分を利用することをおさえる。
- (3) 被差別部落の人々は、厳しい差別に苦しめられながらも、農業、皮革業のほか、医療や製薬業など、様々な職業に従事するとともに、近代医学や伝統芸能、伝統文化の発展に大きく寄与するなど、社会の発展に貢献していたことをおさえたい。また、江戸時代を通じて部落の人口が増加している場合も見られる。部落の人々が、農業以外に様々な職業に従事していたことや、部落に根付いていた相互扶助の精神が人口増加の一因であることに気付かせたい。
- (4) 18世紀後半以降の幕府や藩による差別強化の政策に対して、被差別部落の人々が人間としての誇りをかけ、権利獲得のために立ち上がった例として渋染一揆や、県内で起きた宇和島藩嘆願事件を取り上げたい。宇和島藩嘆願事件に関しては、まだ広く知られていないが、地域教材の一つとして是非参考にしてほしい。

(参考)

「平成24年度 会報 第41号」愛媛県高等学校教育研究会人権・同和教育部会編

3 展開例

主題	部落差別の起こり	
目標	1 中世の「社会的差別」と近世の「政治的差別」の違いを明らかにし、部落差別の起こりについて正しい知識を身に付けさせる。 2 被差別部落の人々が、当時の社会や文化に多大な貢献をしてきたことを理解させるとともに、厳しい差別に立ち向かい、たくましく生き抜いていたことに気付かせる。	
	活動内容	指導上の留意点
展開	1 中世の「社会的差別」について学ぶ。 (1) ケガレについて (2) 中世文化の担い手 2 近世の「政治的差別」について学ぶ。 (1) 身分の固定化 (2) 部落差別の制度的確立 3 被差別部落の人々の生き方に学ぶ。 (1) 相互扶助の精神 (2) 渋染一揆	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死に関わる人々が、ケガレに触れると考えられたことを確認させる。 ○ 差別をされていた人々の中には、中世文化を支えた人々が多くいたことに気付かせる。 ○ 人々の中にあった賤視観等を基盤に部落差別が制度的に確立し、固定化されたことを理解させる。 ○ 被差別身分が、身分制社会を維持していくための手段として利用されたことに気付かせる。 ○ 被差別部落の人々が、賤称語に対して憤りを感じたり、辛い思いをしたりしていたことを理解させる。 ○ 相互扶助の精神や多様な職業が部落の人々の生活を支えていたことを理解させる。 ○ 不合理な差別に立ち向かった部落の人々に共感させる。
評価の観点	1 中世の「社会的差別」と近世の「政治的差別」の違いを理解できたか。 2 被差別部落の人々の社会や文化への貢献を理解できたか。 3 賤称語の重みと不合理さを理解できたか。 4 差別に立ち向かった被差別部落の人々の思いに共感し、差別と闘う態度や行動力の大切さを学ぶことができたか。	

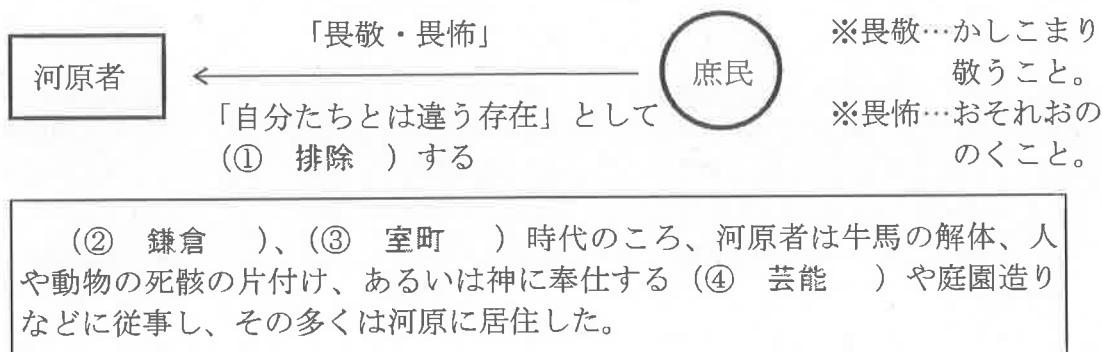
【注】社会的差別・・・特定の個人や集団が不合理な理由（賤視観・ケガレ観等）に基づいて、社会生活上不平等な取り扱いを受けていること。

【資料】ワークシート例 — 部落差別の起こり —

1 中世の「社会的差別」(『人間の輪』P46 参照)

(1) ケガレについて

「ケガレ」とは…地震や洪水のような天変地異や、死、出血など、それまでの状態に変化をもたらす力



(2) 中世文化の担い手

◎室町時代

能	(5) 観阿弥)、子 : (6) 世阿弥)
山水画	相阿弥
庭園造り	(7) 善阿弥)、子 : 小四郎、孫 : 又四郎



河原者として差別されながら社会的地位を高めた

2 近世の「政治的差別」(『人間の輪』P. 47 参照)

(1) 身分の再編成

◎戦国時代

○戦いが頻発 → 軍需品 (馬具や武具) が大量に必要

○軍需品の原材料として皮革が必要 → 大名が皮革を生業とする技術者集団 (かわた) を確保

○豊臣秀吉の (8) 檜地) や (9) 刀狩) → 身分の再編成

(2) 部落差別の制度的確立

◎江戸時代…身分制社会の成立

(10) 宗門改) 帳などを通して身分・住居・職業が固定化される

◎江戸時代中期（17世紀後半から18世紀前半のころ）

かわた

…中世に差別されていた人々の一部、戦争や領国の取りつぶしによって主君を失った武士の一部、天災や飢饉などで土地を捨てた百姓の一部



近世の被差別部落の成立

部落差別の(⑪ 制度)的確立・固定化

えた

…「えた」は差別的意味を強めた呼び名

検地帳の表記が「かわた」から「えた」に変わる

○特定の土地に居住 ○他の身分の者との交流を制限

○行刑役（犯罪人の捜査・逮捕や刑の執行）➡百姓・町人からの反感

- （賤称語の不合理性）賤称語を使用することによって、人々の差別意識を助長した。
- （賤称語のもつ重み）賤称語が現在も差別用語として使用されており、その言葉に憤りを感じ、辛い思いをしている人々がいる。

3 被差別部落の人々の暮らし（『人間の輪』P48 参照）

○江戸時代後期には日本全体の人口は停滞していましたが、被差別部落の中には人口増が見られたところもありました。なぜ人口は増加したのでしょうか。

- ① 被差別部落の人々が多種多様な職業に従事することによって生活の糧を得ていたから。
- ② 被差別部落に根付いた相互扶助の伝統があったから。

○医学への貢献と民衆芸能の継承

- ・被差別部落の人々が身に付けた技術 ➡近代医学の発展に貢献
- ・中世からの文化の継承 ➡歌舞伎や淨瑠璃、大道芸

○今回の授業で感じたことやこれから的生活に生かしたいことをまとめよう。

解答略

III 人権の歴史（近代） 小学校編「生活や社会の変化（全国水平社）」

1 ねらい

- (1) 米騒動を契機として起こった民衆運動は、民主主義を求める運動に発展していったことを理解させる。
- (2) 差別に長く苦しめられてきた人々は、団結して全国水平社をつくり、自分たちで差別をなくす運動に立ち上がっていったことを理解させる。

2 指導上の留意点

- (1) 教育が広まり、生活が豊かになってくると、人々の民主主義への意識が高まり、社会的な権利を主張する動きが盛んになっていった時代背景を十分理解させる。
- (2) 江戸時代の身分制度のもとで百姓や町人とは別に、身分上厳しく差別されてきた人々は、解放令以後も生活は苦しく、結婚や就職、住む場所など日常生活に残された差別が厳しかったことをおさえる中で、差別の不当性に対して憤りをもたせる。
- (3) 百姓や町人とは別に、身分上厳しく差別されてきた人々が、団結して全国水平社をつくり、自分たちの活動で差別をなくす運動に立ち上がっていったことを、地域教材や発達段階に応じた資料を活用し、身近な問題として捉えさせ、自分も差別解消に取り組む一人であるという自覚を芽生えさせる。
- (4) 道徳「人の世に熱あれ、人間に光あれ」（きょうだい）と関連付けて行うことによって、全国水平社設立の目的や経過への理解、差別に立ち上がった人々の行動についての考えを深めさせることができる。

3 展開例（社会科学習指導案）

- (1) 単元名 「生活や社会の変化」
- (2) 指導案例

学習活動	主な発問と予想される児童の反応	指導上の留意点（◆評価）
1 産業の発展による生活の変化を調べる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業が発展し、生活や社会の様子はどのように変わったのでしょうか。 ・ 工業が盛んになり生活が豊かで便利になった。 ・ 足尾銅山の鉛毒問題や、工場で働く人の労働条件などの社会問題が起きた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書の本文や写真から、人々の生活や社会の変化の様子を読み取らせる。 ○ 産業の発展や戦争が様々な社会問題を引き起こしたことをおさえる。

2 民主主義への意識の高まりについて調べる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ どのような運動があったのか教科書の資料で調べましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活を守るため民衆運動、労働運動、農民運動が起こった。 ・ 普通選挙を求める運動、女性の地位向上を目指す運動、全国水平社運動が起こった。 ・ 朝鮮人や中国人への差別があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 板書により、田中正造の動き→米騒動→民主主義を求める運動の流れを理解させる。
3 全国水平社創立について調べる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書コラム（「光り輝く新しい世の中に」）や「きょうだい」（P116～）などから全国水平社創立について調べましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別に長く苦しめられてきた人々が立ち上がった。 ・ 力を合わせて差別のない世の中をつくりたいと立ち上がった。 ・ 大人だけでなく、子どもも立ち上がった。 ・ 全国に広まっていた。 ・ 愛媛にも立ち上がった人々がいたんだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的な意義について捉えさせる。 ・ 全国的な活動であること ・ 組織的な活動であること ・ 自分たちの手で差別を解消していくこうとしたこと ・ 他の運動と連帶し社会に影響を与えたこと
4 学習のまとめをする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業の発展によって生活や社会がどのように変化したのかノートにまとめましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民主主義への意識が高まり様々な運動が盛んになった。 ・ 子どもたちも愛媛県の人も差別をなくす運動に立ち上がった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域教材や発達段階に応じた資料などに触れ、地域への誇りと、自分たちも差別解消のために働く一人であるという意識をもたせる。 ◆ 産業の発展が、人々の生活に変化をもたらしたこと、民衆が団結して運動を起こしたことを理解できたか。

(参考) 「新しい社会 6年上」 東京書籍 P122・123

※参考資料

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」(きょうだい)

「人権・同和教育資料 (H25.3 P 4)」 愛媛県教育委員会人権教育課

【資料】

中和少年水平社の宣言

若き俺たちの兄弟よ、団結せよ。私たちは幸福でありますか。私たちは只今、これらのこと語りたいのであります。

おそらく諸君が否と呼ばれるだろうと思います。私たちは何ゆえ学校に通うのでありますか。勉強して偉い人になるために通うのでしょうか。それともあれは自分たちとは違うやつらだと言われたりするために通うのでありますか。誰も皆偉い人になりたいがために学校に通うのでしょうか。

そして又公平であるべき先生も、私たちが校門に入ったが最後、色眼鏡を以て私たちを見られるのです。

私たちは何故に人間が人間を差別する、こんな間違った世に生まれたのでしょうか。若き俺たちの兄弟よ。これからは、決して落胆してはなりません。私たちの兄さん等が水平社を設けて、この間違った世の中を立派なる世の中にしようとしておられます。

私たちも水平社運動に加盟しようではありませんか。私たちの身体は小さいけれども、この小さい身体には兄さんたちと同じ血が流れています。

若き俺たち兄弟よ。私たちもこれから一致団結して、兄さんたちと共に水線線上の人となろうではありませんか。 大正 11 (1922) 年 7 月 3 日

※この宣言は全国水平社第2回大会における全国少年少女水平社の提起につながっています。

※奈良県「中和少年水平社の宣言」を簡単にしたもの
(引用) 「水平社の原像」朝治武著 解放出版社

水平社運動の広がり



【1922年】

全国水平社ができる。

【1923年】

愛媛県に水平社ができる。

□ 1922年にできた水平社

○ 1923年にできた水平社

※1924年以降にできた水平社については省略

(参考) 「府県水平社創立日一覧」水平社博物館 HP (<http://www1.mahoroba.ne.jp/~suihei/>)

【資料】人権の歴史に関する単元ごとのねらいと指導上の留意点（近代）

<明治の新しい世の中>

○ ねらい

- ・ 文明開化によって人々の生活や意識に変化が現れ、平等への意識が広がっていったことを理解させる。
- ・ 長い間差別に苦しめられてきた人々は、解放の法令を機に、自らの力で差別をなくす運動を進めていったことを理解させる。

○ 指導上の留意点

- ・ 江戸時代より差別が続いており、身分制度が改められた後も、新しい形で身分の違いは残されたことをおさえる。
- ・ 長い間差別に苦しめられてきた人々は、解放の法令により法的には平民同様となったが、政府は差別をなくすための政策等を行わなかつたために、現代の同和問題につながる日常生活での様々な差別が残され、真の意味での解放にはつながらなかったことをおさえる。
- ・ 様々な差別が残ったことを取り上げ、人権尊重の立場からその不当性に気付かせる。

<生活や社会の変化>

○ ねらい

- ・ 米騒動を契機として起こった民衆運動は、人権意識に目覚めた民衆の民主主義を求める運動に発展していったことを理解させる。
- ・ 差別に長く苦しめられてきた人々は、団結して全国水平社をつくり自分たちで差別をなくす運動に立ち上がっていったことを理解させる。

○ 指導上の留意点

- ・ 産業の発展により、民主主義への意識が高まるとともに、様々な社会問題を引き起こしたことをおさえる。
- ・ 民衆運動、労働運動、農民運動との関連で捉えさせる。
- ・ 道徳「人の世に熱あれ、人間に光あれ」（きょうだい）と関連付けて行い、全国水平社設立の目的や経過への理解、差別に立ち上がった人々の行動についての考えを深めさせる。
- ・ 「きょうだい」（P116～）や、地域教材、発達段階に応じた資料を取り入れ、同和問題を身近な問題として捉えさせ、自分も差別解消に取り組む一人であるという自覚を芽生えさせる。

III 人権の歴史（近代） 中学校編「解放令」～全国水平社の結成へ

1 単元名 「解放令」から水平社へ（全国水平社結成に至る50年間の歴史）

2 ねらい

- 「解放令」以降、被差別部落の生活がむしろ厳しくなっていったことを理解させる。
- 生活の貧困化を克服するために部落改善運動が展開されるが、これに対する反発が、後の水平社創立につながることを理解させる。

3 指導上の留意点

- 1922年の全国水平社の結成が紹介されている部分で、なぜ被差別部落の人々が全国水平社結成に踏みきったのかを考えさせる。
- 部落改善運動について簡単に説明するとともに、この運動に対する反発があったことを理解させる。

4 展開例（社会科学習指導案）

学習活動	主な発問と予想される生徒の反応	指導上の留意点（◆評価）
1 四民平等から2年遅れて「解放令」が出された理由を考える。	<ul style="list-style-type: none">○ なぜ、四民平等から2年遅れて「解放令」が出たのだろう。<ul style="list-style-type: none">・ 被差別部落の人々は、別の存在として放っておかれた。・ 内外からの要求が高まった。・ 例外をつくってはいけない。・ 被差別部落の人からも税を徴収しようとした。	<ul style="list-style-type: none">○ 1869年の四民平等から2年遅れて1871年に「解放令」が出たことに注目させる。
2 「解放令」以降の被差別部落の生活について知る。	<ul style="list-style-type: none">○ 資料から分かることを読み取ろう。<ul style="list-style-type: none">・ 死牛馬処理の特権を失い、一方で、地租などの義務を負うことになった。・ 生活が窮乏化していった。・ 部落の経済を自由競争の真っただ中へ投げ込むことになった。・ 被差別部落の人々の皮革産業などは、巨大な資金をもつ大商人の進出によって、衰退していった。・ 生活の低位な状況は、周囲の蔑視と偏見を助長する結果となった。・ 子どもは、家計を支えるために働き学校に行くことができなかつた。	<ul style="list-style-type: none">○ 資料「生活の窮乏化」を提示し、「解放令」以後、むしろ生活が厳しくなったことを捉えさせる。○ 「解放令」の言葉のイメージと、その影響との違いにも触れる。○ 資料「近代的なくつた製造」と資料「はきものの修理」を比較させる。

<p>3 「解放令」以降の生活の窮乏化の原因について考える。</p> <p>4 部落改善運動の展開とその影響について知る。</p> <p>5 学習のまとめをする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ なぜ、生活が窮乏化していったのだろう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 皮革産業の変化 ・ 松方財政の影響 ○ 部落改善運動は、どのような運動だったのだろう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の隅々まで、規制し押しつけられている。 ・ 私たちが求めているのは、同じ「人間」としての扱いである。 ○ 「解放令」以降の被差別部落の生活について整理しよう。また、どんな差別が残されたのかまとめよう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的な問題 ・ 教育の問題 ・ 差別意識の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 皮革産業の変化や、松方財政について補足説明する。 ◆ 「解放令」以降の被差別部落の生活の窮乏化について理解することができたか。 ○ 資料「三重県D村の『申合規約』」及び資料「『紀伊毎日新聞』に掲載された部落の青年の投書」を提示する。 ○ 部落改善運動について説明し、この運動に対する反発が水平社の結成につながったことをおさえる。 ○ 島崎藤村の『破戒』を紹介する。 ◆ 生活の貧困化を克服するために「部落改善運動」が展開され、これに対する反発が、後の水平社創立につながることを理解することができたか。
---	--	---

(参考) 「新しい社会 歴史」東京書籍 P176～177

「新しい社会 歴史 指導書」東京書籍 P254～255

「人権・同和教育資料 同和問題学習資料集」 愛媛県教育委員会 P 36

【資料】「解放令」から「全国水平社」結成へ～50年間の歴史～

1871（明治4）年	「解放令」が出る。
1874（明治7）年ころ	自由民権運動が始まる。
1880（明治13）年代	松方財政
1889（明治22）年ころから	部落改善運動が始まる。
1906（明治39）年	島崎藤村『破戒』刊行
1914（大正3）年	第一次世界大戦 大正デモクラシーにより、労働運動、農民運動、女性運動、民衆運動などの社会運動が広がる。
1918（大正7）年	米騒動が全国に及ぶ。
1922（大正11）年	全国水平社の結成

（参考）「新しい社会 歴史」東京書籍 P176～177

「新しい社会 歴史 指導書」東京書籍 P254～255

III 人権の歴史(近代) 中学校編「全国水平社の結成」

1 単元名 全国水平社の結成（広がる社会運動と普通選挙の実現）

2 ねらい

- デモクラシーの高まりなどの影響を受けて広がりを見せた社会運動の一つとして、差別からの解放を目指す運動が起こったことを理解させる。
- 差別されてきた人々が、自らの力で差別からの解放と平等を求めて全国水平社を結成したことを理解し、その意義について考えさせる。

3 指導上の留意点

- デモクラシーの風潮の中で、第一次世界大戦やロシア革命、米騒動等の影響を受けて、民衆運動や労働運動、農民運動などの社会運動が活発になったことをおさえる。
- 女性の地位向上を目指す運動や、北海道ではアイヌ民族の解放運動が起こったことについても理解させる。

4 展開例（社会科学習指導案）

学習活動	主な発問と予想される生徒の反応	指導上の留意点（◆評価）
1 全国水平社の結成について知る。	<ul style="list-style-type: none">○ 少年の様子からどんなことが伝わってくるか。少年は、どんなことを訴えているのだろう。<ul style="list-style-type: none">・ たくさんの人の前で少年が話している。聞いている人も真剣な様子だ。・ 今まで我慢してきたことを、みんなの前で訴えることによって差別を許さない宣言をしている。	<ul style="list-style-type: none">○ 山田少年の写真を提示し、小学校での学習を思い出させ、関心を高める。○ 道徳や学級活動との関連に配慮する。
2 全国水平社結成の背景について考える。	<ul style="list-style-type: none">・ この時代は、デモクラシーの風潮の中で社会運動が盛んになり、いろいろな人々が立ち上がった。・ これも大正デモクラシーの一つだ。	<ul style="list-style-type: none">◆ 水平社結成の背景には、デモクラシーの高まりや社会運動の広がりなどがあることを理解することができたか。

<p>3 「水平社宣言」をもとに、部落解放運動の内容を考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「水平社宣言」（部分要約）を見て意味を読み取ってみよう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別を受けてきた人々が立ち上がったんだ。 ・ 団結を訴えている。 ・ 人間を尊敬すること、自ら立ち上ることがことを宣言しているようだ。 ・ 人間としての誇りが感じられる。 ・ 「人の世に熱あれ、人間に光あれ」とは、人間の世の中の情熱と、新しい時代への希望を求めているのだろう。強い思いが伝わってくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 愛媛県の水平社運動については、愛媛県教育委員会人権教育課の「人権・同和教育資料（平成25年3月）P 4」を参考にする。
<p>4 本時の学習のまとめをする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国水平社が結成された意義についてまとめよう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「解放令」後も差別は続いていた。 ・ 差別されながらも世の中に欠かすことのできない仕事に携わり、社会を支えた。 ・ 差別を受けていた人々が力を合わせ立ち上がったことに意味がある。 ・ 自分たちで、差別問題の解決を目指し、人間としての平等を求めていった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差別をなくし自由を求める水平社運動は、今日の社会的な取組につながっていくことに気付かせる。 ○ 「差別をしている側に問題がある」ということをおさえる。 ◆ 差別されていた人々が、差別をなくすために立ち上がり、水平社を結成したことの意義について考え、まとめることができたか。

(参考) 「新しい社会 歴史」東京書籍 P 194～195

「新しい社会 歴史 指導書」東京書籍 P 270～271 大阪府教育センター (www.osaka-c.ed.jp)

【資料】

<新政府の成立>

○ ねらい

- ・ 新政府がなぜ身分制度を廃止したのか、それによって人々が本当に平等になったか考えさせる。
- ・ 「解放令」が出され、制度上の差別は廃止されたにもかかわらず、現実には差別が残った理由を、政府の政策と人々の差別意識の両面から考えさせる。

○ 指導上の留意点

- ・ 江戸時代と明治時代の身分構成の割合を比較し違いを読み取らせ、「解放令」によって「えた身分」「ひにん身分」などの呼び名が廃止されたことをおさえる。
- ・ それぞれの身分の者が「解放令」をどう受け止めたかを考えるとともに、「解放令」以降も、差別が続いたことに着目させる。

<広がる社会運動と普通選挙の実現>

○ ねらい

- ・ 第一次世界大戦前後、日本の社会運動が活発になった理由について理解し、全国水平社の結成と関連付けて考えさせる。
- ・ 差別されてきた人々が、自らの力で差別からの解放と平等を求めて全国水平社を結成したことを理解し、その意義について考えさせる。

○ 指導上の留意点

- ・ デモクラシーの風潮の中で、第一次世界大戦やロシア革命、米騒動等の影響を受けて、民衆運動や労働運動、農民運動などの社会運動が活発になったことをおさえる。
- ・ 女性の地位向上を目指す運動や、北海道ではアイヌ民族の解放運動が起ったことについても理解させる。

<「解放令」から水平社へ>

○ ねらい

- ・ 「解放令」以降、被差別部落の生活がむしろ厳しくなっていったことを理解させる。
- ・ 生活の貧困化を克服するために部落改善運動が展開されるが、これに対する反発が、後の水平社創立につながることを理解させる。

○ 指導上の留意点

- ・ 1922年の全国水平社の結成が紹介されている部分で、なぜ被差別部落の人々が全国水平社結成に踏みきったのかを考えさせる資料として活用する。
- ・ 部落改善運動について簡単に説明するとともに、この運動に対する反発があったことを理解させる。

III 人権の歴史（近代） 高等学校編「水平社運動」

1 教材化の視点

高校等では、水平社の創立に立ち上がった人々の思いを踏まえながら、水平社創立の意義や水平社運動の目指したもの、「水平社宣言」から読み取らせることに重きを置いた。また、高校生は「先人の生き方を踏まえ、自らの生き方について考え、社会の一員としてどのように行動していくかを模索すること」が求められる。そのため、水平社の運動の広がりや、それに携わった人々の生き方に学びながら、これまでの自分の生活を振り返り、差別や偏見のない社会を築くために自分には何ができるかを考えさせることを目的とし、教材化を行った。

2 学習上の留意点

(1) 荊冠旗に込められた思いについて考える。

荆冠旗の「黒で表現された背景」「赤で表現された荊冠」「白や黄色で表現された星」は何を意味するのかを考えさせることで、水平社創立に関わった人々の思いや、その旗を大切に受け継いできた人々の思いを想像させる。

(2) 「水平社宣言」に学ぶ。

「水平社宣言」の原文は高校生にとっても難しい文章であるので、事前に言葉の意味を調べさせたり、あらかじめ自分で分かりやすく書き直させておくなどの準備が必要である。そのうえで以下のような点を読み取らせたい。

ア 宣言の中で、あえて賤称語を使っていることからも分かるように、それまでは「自らの立場を否定的に捉えていたり、自らの出自を隠そうとしていた」被差別部落の人々に対し、自らの立場を「誇りうるもの」として肯定的に捉え、自らの手で差別解消の運動を起こすことを呼びかけている。

イ それまで「差別される側」の問題とされていたものを、「差別する側」の問題であると位置付けた。

ウ 「人間はいたわるべきでなく、尊敬すべきものである」という精神に立ち、部落解放にとどまらず、あらゆる人間の差別からの解放と人間の尊厳が保たれる社会の実現を目指すことを宣言している。

(3) 水平社運動の与えた影響について考える。

第一次世界大戦後の民族主義や平和主義の高揚、ロシア革命による社会主义政権の成立は、政治や経済だけでなく、日本人の社会生活や思想、意識などにも大きな影響を与えた。労働者、小作人、女性などは、自らの生活の向上や権利獲得のために団結し、運動を展開していった。被差別部落の人々が結成した全国水平社もそのような運動の中から生まれた。

水平社運動は他の社会運動と連携しながら全国的な広がりを見せたが、あらゆる人間の解放と人間の尊厳が保たれる社会の実現を目指した運動が、立場や境遇を越えて多くの人々に影響を与えたことを理解させたい。

(4) 毎日の生活に反映できることを考える。

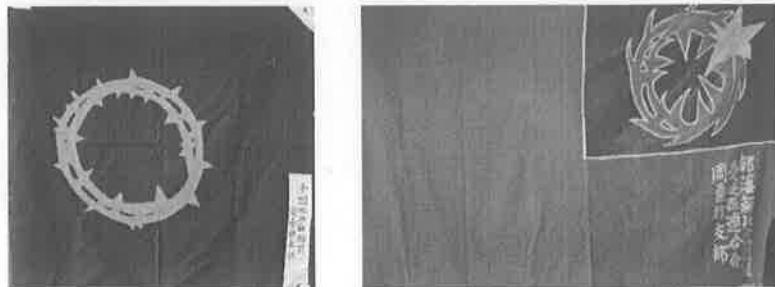
身近な郷土の先人の活動を通して、「自らの生き方に誇りをもち、自分が正しいと信じたことにしたがって行動できる生き方」や「同じ志をもった仲間と共に、社会をより良く変えていこうという情熱をもった生き方」を学ぶことで、これから自分の進むべき道を考えるきっかけにさせたい。

3 展開例

主題	水平社運動	
目標	1 水平社運動は、被差別部落の人々自らが、人間としての平等や、経済的・職業的な自由を要求して立ち上がった運動であることを理解させる。 2 「水平社宣言」には、差別に苦しむ全ての人々の解放への思いが込められていることを理解させる。 3 水平社運動に共感し活動した人々の姿を通して、差別や偏見のない社会を築くために自分には何ができるかを考えさせる。	
	活動内容	指導上の留意点
展開	1 蓼冠旗に込められた思いについて考える。 2 「水平社宣言」に学ぶ。 3 水平社運動の与えた影響について学ぶ。 (1) アイヌ民族解放運動への影響 (2) 愛媛の水平社運動の広がり 4 毎日の生活に反映できることを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 蓼冠旗の図案の意味するものを考えさせることにより、全国水平社の結成に関わった人々の思いを想像させる。 ○ あらゆる人間の解放と人間の尊厳が保たれる社会の実現を目指して水平社が結成されたことを、宣言文から読み取らせる。 ○ 水平社運動の精神が、立場や境遇を越えて人々に影響を与えたことに気付かせる。 ○ 地域の動きに触れることにより、水平社運動を身近に感じさせる。 ○ 郷土の先人である林田哲雄の生き方を学ぶことを通して、今後の在り方生き方について考えさせる。
評価の観点	1 水平社運動の目指したもの、「水平社宣言」から読み取ることができたか。 2 差別と闘った先人の生き方を踏まえ、自らの在り方生き方について考えることができたか。	

【資料】

(1) 蓼冠旗のレプリカ（西条市）



【注】右上の星は、自らの手で必ず解放するという希望の象徴である。

(2) 水平社運動の与えた影響

余市コタン出身の歌人、違星北斗は解平社の創立前、1925年、第2回東京アイヌ学会の「講話」で「私は此頃天下の耳目を聾^{いぼしほくと}動させてゐる水平運動を尊敬しています」と語り、1931年に開催された第1回全道アイヌ青年大会で森竹竹市と同じ白老コタンの貝澤藤蔵は「私等が嘗て新聞紙上で読んだ事のある水平社大会に於ける悲痛な叫び、激越なる呪ひの声こそ無かったけれど、何れも熱と力の籠もつた正義の叫びがあげられました。其れは社会に向かつてと云ふより眠れるウタリに伝ふ覚醒の曉鐘と云ふ様なものです」と全水創立宣言の呼びかけに呼応しました。

『水平社宣言の熱と光』 朝治武・守安敏司編 解放出版社

(3) 愛媛の水平社運動の広がり

1922 (大正11) 年	全国水平社創立大会が開催される。
1923 (大正12) 年	現在の東温市に全国水平社支部及び愛媛県水平社本部が設立される。現在の伊予市、西条市、松山市に支部が設立される。
1924 (大正13) 年	今治市に支部が設立される。全四国水平社大会が松山で開催される。
1925 (大正14) 年	現在の四国中央市、愛南町に支部が設立される。
1926 (昭和元) 年	今治市公会堂で第1回愛媛県水平社大会が開催される。【注】県水平社大会の決議により、少年婦人水平社が設置される。
1927 (昭和2) 年	現在の四国中央市で第2回愛媛県水平社大会が開催される。
1929 (昭和4) 年	現在の大洲市に支部が設置される。
1935 (昭和10) 年	現在の宇和島市に支部が設置される。

『愛媛近代部落問題資料』より作成

【注】当時の新聞では「第2回」と表記されているが、1927年に現在の四国中央市で開催された県大会も第2回と表記されているため、ここでは、「第1回」とする。

(4) 林田哲雄の生涯

1899年	現在の西条市小松町に生まれる
1917年	西条中学（現西条高校）を卒業
1918年	大谷大学に入学
1920年	大谷大学を中退し、故郷で社会運動を始める
1922年	全国水平社創立大会に出席する
1924年	第1回周桑郡水平社大会で演説をする
1925年	日本農民組合小松町支部結成、小作料減額要求運動
1927年	万歳事件により検挙される
1946年	衆議院議員となる
1958年	病没
1966年	林田哲雄顕彰碑除幕式



林田哲雄顕彰碑
(西条市)

IV 人権の歴史（現代） 小学校編「わたしたちのくらしと日本国憲法」

1 ねらい

- (1) 市の政治が基本的人権の尊重に基づいて行われていること、日本国憲法には国民の権利と義務が定められていることを理解させる。
- (2) 基本的人権について調べ、侵すことのできない権利として保障されていることを理解させる。

2 指導上の留意点

- (1) 差別をなくして、誰もが幸せに暮らすために、どのような行政施策が行われているか、人々によってどのような取組が行われているかを学ぶことによって、不合理な差別に怒りをもち、差別をなくしていく態度を養う。
- (2) 基本的人権の尊重の観点から、これまで社会科の歴史学習で学習してきた差別問題を日常生活での具体的な問題として捉えさせる。
- (3) 識字学級については、「差別や貧しさによって奪われた文字を奪い返す」営みとして始まったことを、資料等を参考にして理解させる。
- (4) 同和問題解決に向けての取組として始まった識字学級の取組が、現在は様々な人権問題解決への取組として発展していることをおさえる。

3 展開例（社会科学習指導案）

- (1) 単元名 「市の政治と基本的人権の尊重」
- (2) 指導案例

学習活動	主な発問と予想される児童の反応	指導上の留意点（◆評価）
1 大井さんの話を読んで話し合う。	<ul style="list-style-type: none">○ 識字学級ではどのような人が学んでいるのでしょうか。<ul style="list-style-type: none">・ 差別や貧しさのために学校に行けなかった人たち・ 外国から日本に来た人たち○ 文字の読み書きができないと困ることは何でしょう。<ul style="list-style-type: none">・ 自由に買い物ができない。・ 字が読めないと仕事が限られる。・ 外で食事をするのにも困る。○ 識字学級の取組は、どんな考えに基づいているのでしょうか。<ul style="list-style-type: none">・ 教育を受ける権利は、基本的人権の一つである。・ 基本的人権は憲法で保障されている。	<ul style="list-style-type: none">○ 差別や貧困により文字を奪われた人たちがいたことを理解させる。○ 権利が奪われた不合理に怒りをもたせ、学んでいる方のたくましさに気付かせる。○ 第26条、第27条を提示する。○ 学ぶことは自由で豊かな生活と結びついていることに気付かせる。

<p>2 憲法が定めている国民の権利と義務について話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の権利と義務にはどんなものがありますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で文化的な生活を営む権利など ・ 子どもに関わる権利がある。 ・ 教育、勤労、納税の義務 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての人の権利を保障するとともに、義務を果たすこと必要であることを理解させる。 ○ 様々な理由によって仕事をすることが困難な人がいることに配慮する。 <p>◆ 日本国憲法によって基本的人権が保障され国民生活の基本を定めていくことを理解している。</p>

(参考) 「新しい社会 6 年下」 東京書籍 P 31 P 32

【資料】

○日本国憲法（一部抜粋）

- 第二十六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、
ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 第二十七条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

○識字学級とは

日本の識字学級は、昭和38年に福岡県で開設されたのがはじまりとされ、やがて全国に広まっていきました。

識字学級とは、満足に学校教育が受けられず、文字の読み書きの能力を十分に身に付けられなかつた方が、読み書きの力を取り戻すための学習会です。「病院や役所に行っても住所と名前を書くことができない」「選挙に行きたくても、字を書くことができないため投票できない」「子どもが学校から持ち帰ったプリントが読めない」「電車やバスに乗ったとき行き先が分からない」など、文字の読み書きができないことは、人間として保障されるべき必要で最低限の文化的な生活を奪われることになります。

では、なぜこのような学級（学習会）が必要だったのでしょうか。それは、かつて、同和地区においては、差別のために安定した仕事に就く道が閉ざされていたため、子どもの労働力にも頼らざるを得ない厳しい状況がありました。そのため、失われた学習の機会を再び得る必要があったからなのです。

識字学級は同和地区を中心に取り組まれてきましたが、現在では在日外国人や障がいのある方を対象にした識字学級などもあります。愛媛県では宇和島市や西条市、四国中央市などで識字学級が行われています。

※宇和島市での識字学級の取組は「同和地区問題学習資料」平成24年3月版
(愛媛県教育委員会人権教育課編)に詳しく紹介しています。

○教科書無償について

教科書の無償化を求める運動が、高知県では1961（昭和36）年に同和地区を中心にはじまりました。当時は最低限の生活を保障されていない家庭も多くあり、教科書代など学校教育に係る経費もかなりの負担でした。そのような中、地域の学習活動の中で、憲法26条にある「義務教育は、これを無償とする」ということを学び、「教科書無償の運動」は権利要求の活動として急速に盛り上りました。やがてこの運動は全国に広がり、1963（昭和38）年に憲法の規定通り、教科書の無償が決定され、翌年から順次枠を広げながら実施されていきました。

（参考）「人間の輪」P65 愛媛県人権教育協議会編

【資料】人権の歴史に関する単元ごとのねらい指導上の留意点（近代）

<これからの日本を考えよう>

○ ねらい

- ・ 現在の日本が抱える問題や国際社会での課題、日本が果たすべき役割について考え方平和で民主的な日本の一員として世界の人々と共に生きていくことの大切さを理解させる。

○ 指導上の留意点

- ・ 歴史領域で学習してきた差別が、現在もなお残っていることを知り、差別をなくすためには、一人一人が、不合理な差別に憤りをもち、差別をなくす行動を起こしていかなくてはならないことに気付かせる。
- ・ 「身元調査お断り運動」など具体的な事例を通して、他人事ではなく自分自身の問題として捉えなければならない問題であることに気付かせる。

<わたしたちの願いを実現する政治>

○ ねらい

- ・ 地方公共団体や国の政治の働きに関心をもち、国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること、政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることを理解するとともに、我が国の政治の働きと国民生活との関わりを考えることができるようとする。

○ 指導上の留意点

- ・ 市の政治は、市民の願いを実現させていて、わたしたちの生活と密接な関係をもっていることに気付かせる。
- ・ まちづくりには、人々の願いが生かされており、今後も意見や願いを伝えていくことが大切なことに気付かせる。
- ・ 全ての人が地域の中で安心して生活できる社会を目指すことが大切であることに気付かせる。そのためには、自分と同じように他の人の思いや願いを理解し、尊重することが大切であることを理解させる。

<わたしたちのくらしと日本国憲法>

○ ねらい

- ・ 日本国憲法と我が国の政治や国民生活との関連に関心をもち、日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに、我が国の政治の働きと国民生活との関わりを考えることができるようとする。

○ 指導上の留意点

- ・ ユニバーサルデザインのまちづくりについては、特定の人に対する特別な対策ではなく、誰もが幸せに暮らすための取組であることに気付かせる。
- ・ 基本的人権は、全ての人に保障されるべきものであり、それが侵害されている事例に対して憤りをもち、不合理や差別をなくしていくこうとする態度を育てる。
- ・ 憲法の定める権利を正しく行使するとともに、互いの権利を尊重することが大切だということを理解させる。

IV 人権の歴史（現代） 中学校編「就職差別の解消に向けて」

1 ねらい

就職選考は、本人にとって将来に関わる大変重要な問題であり、採用に際しては、公正な選考がされるべきである。しかし、過去には企業の採用選考の応募書類や面接試験において、本人の適性や能力に直接関係なく採用・不採用が決定されるという就職差別がなされていた。

現在は公正な採用選考が行われるために、採用選考時に配慮すべき事項として「就職差別につながるおそれのある項目」（「14項目（事項）」）が設けられている。1989（平成元）年度に県内の高校生が受験した事業所のうち、746社が「14項目（事項）」に抵触していたが、年々減少しており、2001年度以降は、年間約20～40件の抵触事例で推移している。

本題材を通して、就職差別の不合理を理解させ、憤りをもたせるとともに、「社用紙」を廃止し、「全国高等学校統一用紙」が採用されるようになったことを理解し、差別を見抜く力や差別解消に向けた意欲を高めたい。

【注】 文部科学省では、採用選考時に配慮すべき事項として「就職差別につながるおそれのある項目」としているが、厚生労働省では、「就職差別につながるおそれのある14事項」としていることから、今回の資料では、併記することとする。

2 指導上の留意点

- (1) 特別活動においては、就職差別に関する知的的理解を深め、道徳の時間についてでは、正しい職業観を育むとともに、差別を許さない心情を高める。
関連資料「ある先輩からの手紙」（ほのお）
- (2) 事前に地域のハローワーク等で聞き取り調査を行い、地域の現状について把握する。

3 展開例（学級活動指導案）

- (1) 題材名 就職差別の解消に向けて
- (2) ねらい
 - 本人の適性や能力に直接関係なく採用・不採用が決定されるという就職差別の不合理を理解させ、憤りをもたせる。
 - 「社用紙」を廃止し、「全国高等学校統一用紙」が採用されるようになったことを理解し、差別を見抜く力や差別解消に向けた意欲を高める。
- (3) 指導案例

学習活動	主な発問と予想される生徒の反応	指導上の留意点（◆評価）
1 面接での質問について考える。 (各自で)	<ul style="list-style-type: none">○ もし、あなたが会社の就職試験の担当者だとしたら、どんな質問をしますか。<ul style="list-style-type: none">・ この会社を希望した理由は何ですか。・ あなたの長所を述べてください。	<ul style="list-style-type: none">○ 教師がいくつか提示するなど、生徒が質問する立場になったつもりで考えさせる。

	<ul style="list-style-type: none"> あなたの身長を教えてください。 あなたの血液型を教えてください。 あなたの家族構成を教えてください。 あなたの御両親の職業は何ですか。 あなたの住所を教えてください。本籍は、どこですか。 あなたの家の宗教は何ですか。 	
(グループでの話合い)		
(全体での話合い)		
2 質問項目について話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問項目から、聞かれたたくない項目、答えたくない項目、差別につながる項目を見付けましょう。また、なぜそう思いますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒から住所や本籍がでない場合は、教師が提示する。
(グループでの話合い)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本籍・家族関係を詳しく知ることは、本人の能力や適性、意欲に無関係だ。 ・ 身長や血液型は、本人の責任とは何ら関係ない。 ・ 家庭環境や家族の職業や地位などは、就職選考に際しては不要であり、プライバシーの侵害につながる。 ・ 宗教、支持政党、生活信条を聞くことは、憲法で保障された「信教」「思想及び良心」「信条」の自由の侵害につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自分の考えをもち、発表することができたか。
(全体での話合い)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 質問項目から聞かれたたくない項目、答えたくない項目、差別につながる項目を見付けさせる。
3 就職差別に気付いた高校生の話を聞き「社用紙」や「全国高等学校統一用紙」について知る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 話を聞いて、どんなことを思いましたか。 ・ 就職差別に気付いた高校生の、勇気ある行動が差別解消につながった。 ・ 家庭環境と本人の資質・能力とは、関係ない。 ・ 同和地区の生まれであるからといって、差別されるのはおかしい。 ・ 現在では、人権意識の高まりにより、一部を除いてほとんどの事業所が、公正な採用選考をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の適性や能力に直接関係なく採用・不採用が決定されること、差別であり不当であるという認識をもたせる。
4 本時のまとめをする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差別をなくすために、私たちが考えなければならないことは、何だろう。 ・ 就職試験等で不適切な質問があった場合には、それに気付くことができる力量が必要である。 ・ 本人の責任とは何ら関係ない理由で、人の悪口を言うことも差別につながる。 ・ 差別に気付いたとき、どのようにするか行動力を身に付ける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就職差別に気付いた高校生の話に共感させる。 ○ 「社用紙」と「全国高等学校統一用紙」を提示し、その違いを確認させる。 ○ 「就職差別につながるおそれのある項目」(「14項目(事項)」)について説明する。 ○ 同和問題は、本人の責任とは何ら関係ないことをおさえる。 ○ 誰もが、自分の努力や長所を認めてもらいたいということをおさえる。
		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就職差別の不合理を理解することができたか。 ◆ 差別を見抜く力や差別解消に向けた意欲や実践力が高まったか。

【資料】ある高校生の話

これは、1960年代後半、兵庫県のある高校から「就職差別の問題に取り組んで」という報告をもとにしたもので。

同和地区出身のAさんは、3年生になり、就職試験が始まてもなかなか希望を出さなかった。家庭環境、資産などの採用条件があり、出したくても出せなかつたのである。

教師：君は成績も人物もすばらしい。この会社は家庭環境をあまり問題にしないから、受験してみてはどうか。

生徒：はい。

数日後、書類を提出しようとした際、会社側から「畳の数が一人当たり2.5畳ないと……」と言われた。

教師：この会社は意外と家庭条件を重視するようだから、他の会社に変更してはどうか。

生徒：なぜ、自分だけが希望をかなえることができないのですか。そんな不合理なことがあっていいのですか。私は、やっぱり受けてみます。

面接試験の結果、この生徒は、面接に合格した。後日、会社の調査員が調査に来た。身体検査もあったが、医師から「異常なし」と言っていたので、生徒は、採用されるものと期待していたが、会社からの通知は、不合格であった。Aさんは同和地区出身を理由に不合格にされたのである。

この生徒が受けたような就職差別の事例が表面化することは、まれであった。当時の就職採用試験の際には、会社独自の履歴書・身上書が使用され、本籍地、家族の職業、学歴、住居の様子（持ち家か借家か、部屋数、一人当たりの畳の広さ等）、収入、財産、尊敬する人物や信仰、信条、愛読書、購読新聞等々の記入が求められていた。また、戸籍謄本や住民票の提出が求められたり、身元調査が行われたりすることもあった。

このように、応募に対する生徒の人権とプライバシーを侵害するような事柄、いわゆる本人の適性や能力に直接関係なく採用・不採用が決定されるという就職差別の不合理に対して、各地で差別選考に対する闘いが繰り広げられ、そこから「統一用紙」の作成が行われるようになった。

1973（昭和48）年、当時の労働省や文部省、全国高等学校長協会の協議によって、「全国高等学校統一用紙」が制定された。単に高等学校だけでなく大学や中学校においても、部落差別だけでなく一切の差別を許さないという精神が確立した。

企業も人権の擁護に取り組み始め、その後、何度かの改訂を経て、現在の「全国高等学校統一用紙」に至っている。

（参考）「えひめの就労保障20年の歩み」 愛媛県同和教育協議会

IV 人権の歴史（現代） 高等学校編「確かな進路保障のために（就職差別解消への取組）」

1 教材化の視点

就労保障の取組は、県内の全ての高校等が、進路保障連絡協議会や職業安定行政と連携しながら進めており、これまでに公正な採用選考の確立に向けて大きな成果を収めてきた。しかし、就職差別は完全に解消されておらず、本人の適性や能力に直接関係のない項目が質問されるといった実態がいまだに存在している。

一方、不適切な質問等に「答えなかった」生徒の割合は、ここ数年は1割程度に留まっている。また、不適切な質問等を「不適切」と判断することなく回答していたケースも少なからず見られる。「就職差別につながるおそれのある項目」（「14項目（事項）」）抵触事業所数の着実な減少にもかかわらず、その背後で、問題事例として把握されないものもあるのではないかといったことも懸念されている。こうしたことから、就労保障の取組に対する生徒の理解は決して十分とは言えず、更なる啓発が必要であると考える。

県内の高校で、就職差別をテーマとしたホームルーム活動を行った際、「(不適切な質問に対して) 答えないという選択が、本当に答えたくない人を救うということを学んだから」と回答した生徒がいた。このような生徒を一人でも多く育成することを目標として、就労保障の取組について教材化を試みた。

2 学習上の留意点

- (1) 「全国高等学校統一用紙」（1985、1996、2005年度版）を比較させ、どのような改訂が行われてきたのかを確認させる。その際、このような改訂が「統一用紙」の趣旨を徹底させる必要からなってきたものであることを理解させたい。
- (2) 「14項目」がなぜ差別につながるおそれがあるのかについて、具体的に考えさせる必要がある。例えば、保護者や家族について尋ねることは、離死別や失業など、本人に責任のない家庭の事情に立ち入ることになる。その結果、本人が傷付き、動搖して、面接で実力を発揮できない可能性もある。もし友人がそのような立場だったらと考えさせることで、辛い思いをする人もいることに気付かせることが大切である。
- (3) 不適切な質問への対応を学ぶ場面では、「差別を許さない」という強い気持ちと行動のことの大さを理解させ、差別解消に向けた実践力を身に付けさせたい。そのためにも、不適切な質問に対して、「そのような質問には答えなくてよいと学校で指導されているのですが、お答えしなければならないでしょうか」と対応すべきことなどを、生徒に具体的に指導したい。

なお、質問に「答えない」ことに不安を感じる生徒がいることも考えられる。そこで、進路保障連絡協議会等が本人に不利益が及ぶことのないように対応していることを紹介し、生徒が安心して選考に臨めるようにしたい。また、不本意ながら答えてしまった場合でも、必ず事後のアンケート等で報告することの大さや、一人一人の誠実な行動が差別の解消に結びついていることなどを、併せて指導する。

3 展開例

主題	確かな就労保障のために～就職差別解消への取組～	
目標	1 就職試験に際して公正な採用選考が行われることの大切さや、どのようなことが就職差別につながるのかを理解させる。 2 選考の際の不適切な質問を見抜く力を養うとともに、「答えない、書かない、提出しない」ことを主体的に実践できる力を身に付けさせる。 3 不適切な質問が行われた場合、進路保障連絡協議会等が適切に対応に当たることを理解させる。	
	活動内容	指導上の留意点
展開	1 「就職差別につながるおそれのある項目」（「14項目」）について学ぶ。 (1) 「全国高等学校統一用紙」の変遷 (2) 「14項目」とは 2 模擬面接を行う。 (1) 模擬面接の実施 (2) 不適切な質問への対応 3 進路保障連絡協議会の取組について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「本籍」欄や「保護者氏名」欄が削除されてきたことに気付かせるとともに、「統一用紙」の趣旨を確認させる。 ○ 本人の適性や能力に関係のない項目が、なぜ就職差別につながるおそれがあるのか考えさせる。 ○ 不適切な質問を見抜く力を身に付けさせる。 ○ 不適切な質問を受けた時、どう対応すべきか考えさせる。 ○ 「答えない、書かない、提出しない」姿勢を身に付けさせるとともに、自分の行動が全ての人の権利を保障することにつながることを理解させる。 ○ 答えなくても不利にならないような支援体制があることを理解させる。 ○ これまでの取組により、就職差別が減少してきたことを理解させ、明るい展望をもたせる。
評価の観点	1 公正な選考の大切さを理解し、何が差別につながるのかを理解することができたか。 2 選考の際の不適切な質問等への対応の仕方を身に付けることができたか。	

4 資料

(1) 採用選考の基本的な考え方

- 「就職」は、一人の人間にとて、生活の安定や社会参加を通じての生きがい等、生きていく上で極めて重要な意義をもっているものであり、人生を左右しかねない重大な決定にかかわるもので。採用選考を行うに当たっては、何よりも『人を人としてみる』人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重することが重要です。
- 適性や能力に関係のない事項は、それを採用基準としないつもりであっても、把握すればどうしても採否決定に影響を与えることになりますし、また、それらの事項を尋ねられたくない応募者に対して精神的な圧迫や苦痛を与えたり、そのために本人が直接で実力を發揮できなかったりする場合があり、結果としてその人を排除することになりかねません。
- なお、求職者の個人情報を保護する観点からも、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報などについては、原則として収集が認められません。

(『公正な採用選考をめざして』 厚生労働省 平成25年度版より)

(2) 求職者等の個人情報の取扱い（「統一用紙」の法的裏付け）

職業安定法(1999年改定)では、労働者の募集業務等の目的の達成に必要な範囲内で、求職者等の個人情報を収集、保管、使用しなければならない旨規定しています。併せて、法に基づく大臣指針(1999年施行)が公表され、原則として収集してはならない個人情報等を規定しています。

【原則として収集してはならない個人情報】

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - ・家族の職業、収入、本人の資産等の情報
 - ・容姿、スリーサイズ等差別的評価につながる情報
- 思想及び信条
 - ・人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書
- 労働組合への加入状況
 - ・労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

【改善命令】

- 違反行為をした場合は、職業安定法に基づく改善命令を発出する場合がある。改善命令に違反した場合は、罰則（6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が科せられる場合もある。

(『公正な採用選考をめざして』 厚生労働省 平成25年度版より)

(3) 就職差別につながるおそれのある質問を受けたときの対応

【各学校の対応】

- 1 受験後直ちに、生徒にアンケートを実施し、回答させる。
- 2 問題事例が回答された場合は、速やかに担任や進路保障担当者が生徒本人に事実確認を行う。
- 3 校長の了解を得たうえで、各地区高等学校等進路保障連絡協議会に問題事例を速やかに報告する。

【各地区高等学校等進路保障連絡協議会の対応】

- 1 各学校から連絡を受けた問題事例を各地区会長の了解を得たうえで、愛媛県高等学校等進路保障連絡協議会に報告する。
- 2 各学校から報告を受けた問題事例を各地区会長の了解を得たうえで、各地区公共職業安定所に報告し、指導を依頼する。

(4) 社用紙・全国高等学校統一用紙
【社用紙の例】

秘

身 上 調 査 表

※具体的に、詳細な欄に
必要で記入して下さい。

応募者	大学 学部 学科	専攻科	性別	男	女
昭和 年 月 日生 (満 歳)					
性格	神經質 健康のことを全然気にしない。 自己充足 健康を行動して十分満足できる。 内向外向 非常に内向的である。 文配體 人に説明したくない。 自己紹介 自信がある。 社会性 非常に自信的である。				
年齢	住所は何ですか。				
通学	どの場所が好きでありますか。				
通学する人間及びその理由	(人物) (理由)				
信仰する宗教	(自己) 宗教				
趣味・特長	嗜好				
学科	(好きな学科) (嫌いな学科) (教科名)				
運動	(種目) (選手登録) (出場大会名、記録等) 有無 大学 高校 中学 有無 大学 高校 中学				
友人	1. 亂でも交際なし。非常にない。 2. 一定の人々と交際し、そう広くない。 3. 繁く頼られた少數の人とのみ交際する。 (氏名) (年令) (住 所)				
学外活動	(クラブ名・団体名) (役 名) (期 制)				
既往歴	(表題名とその実態内容) (受取年月日)				
既往症	(病 名) (既往年月) (治療期間) 現在の健康状態				
当社止望の理由					

本人との 親類	氏 名	職業	職業		
			勤務先住所	勤務年数	月平均(人)
父	実業家				
母	実業家				
兄姉					
弟妹					
その他					

記入欄に該当する欄を○で囲み、それぞれについて記入して下さい。
※2. 兄妹の配偶者についても記入し、縦欄に、奥見、義姉のように記入して下さい。

資産	(動産) 金額_____万円 内訳 (家財 家具 振込預金 有価証券 その他の) _____		
	(不動産) 金額_____万円 内訳 (地代 地上物 建物 田畠 木造 建物 その他の) _____		

【1985年度版】

1985年度改定「全国統一応募用紙」(その1)

履歴書・身 上 書

昭和 年 月 日 現在		
ふりがな 氏名	写真をはる位置 (30×40)	
生年月日	昭和 年 月 日 生 (満 歳)	
本籍	都・道・府・県	
現住所	□□□-□□	
連絡先	□□□-□□	
保護者氏名	本人との続柄	年齢 満 歳

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

資格等	取得年月日	資格等の名称	
趣味・特技			
所員等			
志望の動機			

履歴	学歴	昭和 年 月	中学校卒業	
		昭和 年 月		
		昭和 年 月		
		昭和 年 月		
		昭和 年 月		
	歴歴	昭和 年 月		
昭和 年 月				
昭和 年 月				
昭和 年 月				

家族	氏名	性別	年齢	氏名	性別	年齢

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

全国高等学校統一用紙 (昭和60年度改定)

【1996年度版】

履歴書		写真をはる位置 (30×40mm)
平成 年 月 日現在		
ふりがな 氏名		
生年月日		昭和 年 月 日生(満 歳)
ふりがな 現住所		
ふりがな 連絡先		
保護者 氏名		
(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)		
学歴・職歴	平成 年 月	
	平成 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

資格等		取得年月日		資格等の名称	
資格等					
趣味・特技					所属クラブ等
志望の動機					
備考					

(応募書類 その1)

全国高等学校統一用紙(文部省、労働省、全国高等学校長協会の協議により平成8年度改定)

【2005年度版】

履歴書		写真をはる位置 (30×40mm)
平成 年 月 日現在		
ふりがな 氏名		
生年月日		昭和 年 月 日生(満 歳)
ふりがな 現住所		
ふりがな 連絡先		
(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)		
学歴・職歴	平成 年 月	
	平成 年 月	

(職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)

資格等		取得年月		資格等の名称	
資格等					
趣味・特技					校内外の諸活動
志望の動機					
備考					

(応募書類 その1)

全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)

IV 人権の歴史（現代）社会教育編「社会・家庭・地域で学ぶ就職差別」

1 ねらい

社会教育では、就職の機会均等の確保を図る当事者として、職場から見た公正な採用選考の正しい理解と認識を深める。

また、多くの市町で進められている「身元調査お断り運動」にも触れ、地域や家庭で身元調査に協力しないことが、就職や結婚における差別をなくす取組の一つであることを知る。

2 企業等で行う差別の防止 —採用選考—

(1) 雇用側の採用選考の基本的な考え方

採用選考に当たり、次の2点を基本的な考え方として実施することが大切である。

- ① 応募者の基本的人権を尊重すること
- ② 応募者の適性・能力のみを基準として行うこと

「就職」は、全ての人々が社会的存在としての自己を実現するためのとても大切な入口である。日本国憲法第22条で、「職業選択の自由」を保障しており、誰でも自由に自分の適性・能力に応じて職業を選ぶことができる。

雇用する側は、雇用条件や採用基準に合った全ての人々が応募できる原則を確立させ、応募者のもつ適性・能力が求人職種の職務を遂行できるかどうかを基準として選考採用を行わなければならない。すなわち、公正な採用選考を行うことが必要である。

(2) 採用選考で気を付けること

かつて「部落地名総鑑事件（コラム参照）」があったように、企業の中には、本人の適性と能力とは関係のない、就職差別につながるおそれがある書類の提出や面接を行うなど、現在もなお差別的な採用選考が行われている場合がある。

そこで、採用選考の際、どのようなことが差別につながるのか、「就職差別につながるおそれがある項目」（「14項目（事項）」）について説明する。

(3) 研修例

- ① 採用選考の基準を考える。
- ② 採用選考の基本的な考え方である「応募者の基本的人権を尊重すること」と「応募者の適性・能力のみを基準として行うこと」を伝える。
- ③ 自分が考えた採用選考の基準を見直し、変更する。
- ④ 「就職差別につながるおそれがある項目」（「14項目（事項）」）の説明を読み、自分が考えたものと比べたり、他の参加者と意見を交換したりして、話し合う。
- ⑤ 身元調査お断り運動について、意義や方法について話し合う。
- ⑥ 企業の社会的責任について、ISO26000の人権の項目を参考に話し合う。

【資料】「就職差別につながるおそれがある項目」(「14項目(事項)」)

項目	説明
① 戸籍謄(抄)本の提出	本籍、家族関係を詳しく知ることは、本人の能力・適性及び意欲にまったく無関係。
② 社用紙の作成 ③ 身元(家族)調査 ④ 家族の職業、続柄、健康 ⑤ 家族の地位、学歴、収入 ⑥ 家族の資産 ⑦ 住居状況(部屋数、間取り)	採用選考は応募者の職務能力を基本に行われるべきであり、家庭環境や家族の職業、資産の有無などは就職選考に際しては不要であり、プライバシーを侵害する恐れがある。
⑧ 宗教 ⑨ 支持政党 ⑩ 生活信条	これらは憲法で保障された「信教」、「思想及び良心」、「信条」の自由等を侵害するおそれがある。
⑪ 尊敬する人物	尊敬する人物を通して、生活信条や思想を調査することになる。
⑫ 思想	憲法で保障された思想及び良心の自由を侵害するおそれがある。
⑬ 本籍・生まれ育った場所、自宅までの道順	出生地や育ったところは、本人の責任に帰さないことであり、特定の地域(同和地区等)出身者を排除しようという意図がうかがわれる。
⑭ 生活環境に関する作文 (生い立ち、私の家庭、父・母を語るなど)	作文を通じて①～⑬の項目を調査することになる。

「進路保障の取組の概要 2013年版」(愛媛県高等学校等進路保障連絡協議会) より

「健康診断について」

健康診断については、「平成25年度版 公正な採用選考をめざして(厚生労働省)」のなかで、次のように取り上げている。なお、このことについて、同様の内容で、厚生労働省から都道府県職業安定主管課長宛てに平成5年5月10日付事務連絡が出されている。

「労働安全衛生規則第43条に『雇入時の健康診断』が規定されていることを理由に、採用選考時に一律に血液検査等の健康診断を実施する(『健康診断書』提出を求める)事例が見受けられます。しかし、この『雇入時の健康診断』は、常時使用する労働者を雇い入れた際ににおける適正配置、入職後の健康管理に役立てるために実施するものであって、採用選考時に実施することを義務づけたものではなく、また、応募者の採否を決定するものではありません。

採用選考時における血液検査等の『健康診断』は、応募者の適正と能力を判断する上で必要のない事項を把握する可能性があり、結果として就職差別につながる可能性があります。」

コラム

部落地名総鑑事件

同和問題を起因とする就職差別事件の代表例に、「部落地名総鑑事件」がある。

この「部落地名総鑑」とは、全国の被差別部落の地名や所在地などが一覧で記された図書のこと。被差別部落出身者を就職時や結婚の際に排除・差別することを目的に興信所等から密かに出版され、多数の大企業や個人などが通信販売等を利用して極秘に購入していた。1975年、企業等が採用時にこの図書を参考にしていたことが発覚し、企業の差別体質が大きな社会問題となつた。被差別部落出身者を差別する企業や個人が日本中にいること、そして差別を商売に利用している企業や個人がいる事実がはっきりとしたのである。

この事件をきっかけに、企業等は本格的な同和問題に関する研修に取り組むこととなつた。

(参考)「今日より明日へ」愛媛県同和教育協議会

(4) 人権を企業活動の戦略的要素に

企業も社会を構成する一員であり、人権を守る社会を構築していく責任がある。かつては経済活動ばかりが優先される傾向にあったが、近年は、人権擁護を社会的責任として捉える企業も増えてきた。企業のメリットとしては、社会からの信頼を得られる点などが挙げられる。

2010年、あらゆる組織の社会的責任（S R/Social Responsibility）に関する国際規格として「ISO26000」が発行された。この規格は、社会のあらゆる組織が社会的責任を果たすため、「人権の尊重」を含む七つの原則を提示し、組織が差別等を未然に防ぐための自主的な手引きの作成を促すなど、努力の方向付けを示している。

この規格を、企業の経営戦略の一つとして取り組むことで、社員の人権意識・感性を高めるとともに、企業自体の評価も高めることができる。

〈参考〉人権に関する具体的行動例

課題 具体的行動例	リ① ジテ エュ ン－ スティ	る② 危機 的状況 に 関 す	③ 加 担 の 回 避	④ 苦 情 解 決	会⑤ 的 差 弱 者 及 び 社	政⑥ 治 市 民 的 利 及 び	的 会 の ⑦ 権 利 及 び 文 化 社	及 る ⑧ 基 労 本 働 利 的 に 原 お 則 け
差別のない雇用の実施	○			○	○		○	○
不当な労働条件下での労働や児童労働の禁止		○	○		○		○	
人権教育	○	○	○	○	○	○	○	
人権相談窓口の設置				○	○	○	○	
障がい者・高齢者など社会的弱者の雇用促進					○	○	○	○

※ ○は、特に関連性の高い課題を示す。

課題の解説

課題① テューディリジェンス：自分の組織やその関係組織（取引組織）が人権を侵害していないかを確認し、侵害している場合はその是正をすること

課題② 人権に関する危機的状況：政治が腐敗している場合や、法律で保護されていないような取引関係など、特定の状況では人権を侵害する行為が見過ごされやすいため、特別な注意を払うべきであること

課題③ 加担の回避：組織が人権侵害に加担することや他の者の人権侵害によって利益を得ることなど、人権侵害によって不当な利益を得ることを回避すること

課題④ 苦情解決：人権が侵害されたときに、それを組織に伝えるようにすることができる制度を確立することで、人権に関する苦情の解決をすること

課題⑤ 差別及び社会的弱者：組織に関するすべての人に対する直接的・間接的の差別を禁止し、不利な状況に立たされやすい社会的弱者の機会均等と権利の尊重に特に配慮すること

課題⑥ 市民的及び政治的権利：自由な言論、表現、政治への参加など、人として、社会の一員としての尊厳をもった生活を送るための権利を尊重すること

課題⑦ 経済的、社会的及び文化的権利：人が生きていく上で、精神的・身体的に健康で幸せな生活を追及するための権利を尊重すること

課題⑧ 労働における基本的原則及び権利：国際労働機関（ILO）が定める労働における基本的権利（結社の自由、団体交渉権、強制労働の撤廃、児童労働の廃止、差別の撤廃）を尊重すること

（出典：「やさしい社会的責任－ISO26000と中小企業の事例－〔解説編〕」（ISO/SR国内委員会/一般財団法人日本規格協会）

3 家庭・地域における差別の防止 一身元調査お断り運動

(1) 身元調査は重大な人権侵害

身元調査は、本人の知らないところで「素性」や「身上」を調べることで、本人の適性・能力とは関係ない差別の原因となるおそれのある事項が把握されてしまうほか、収集された情報をもとに無責任な風評・偏見が生まれる恐れもあり、結果的に本人の就職に悪影響を及ぼし差別につながっていく。そのため、身元調査は重大な人権侵害に当たることを認識する必要がある。

(2) 私たちからできる「しない」「させない」「許さない」

県内の多くの自治体では、各家庭にステッカーを配り、「身元調査お断り運動」を進めている。各家庭でステッカーを玄関等に貼って運動に協力することが、差別や偏見のない社会づくりにつながる。就職や結婚などの差別に深く関わる身元調査を「しない」「させない」「許さない」ことが大切である。



〈近年作成された、県内の「身元調査お断りステッカー」〉

コラム

もし、あなたのところへ身元調査に来たら！
一毅然とした態度で、相手に次のように伝えましょう—

- これを聞いて、どのようになさるのですか？
- その質問にはお答えできません。玄関に「身元調査おことわり」ステッカーを貼っているでしょう？
- そういう御用でしたら、直接本人に聞かれたらどうですか？何なら近くですので御案内しましょうか？
- 私のまちには、差別を許さない条例があるので、どこへ行っても身元調査には答えてくれませんよ。
- あなたがしていることは、差別につながるおそれがあることです。あなたを差別者にしたくないので、どうぞお帰りください。
- とにかく、答えられません。

(参考)「同和問題学習資料集」P44 (愛媛県教育委員会人権教育課 平成24年3月)

IV 人権の歴史（現代）社会教育編「結婚に関わる差別について考えよう」

1 ねらい

差別を乗り越えて結婚に至った実例から、結婚に至るうえで重要なことは何なのかを考えることで、差別問題を自分自身の問題として捉えることができるようとする。

2 研修例

ポイントとなる言葉や文章を書き出し、グループで話し合ってみよう。

- (1) 結婚差別に関わる事例を読む。
- (2) 差別を克服し幸せな結婚に至った要因は何だったのか、気になった言葉や文章を抜き出したり、自分の考えを書いたりする。
- (3) (グループでの話し合い) 言葉や文章、考え方をどうして選んだり書いたりしたのか理由を説明しながら、要因別に分類しながら模造紙にまとめる。
- (4) 分類した要因について、各グループで話し合いをしながら見出しをつける。
(例：知識の習得、人権意識の向上、差別解消への熱意、行動力、周囲とのつながり、など)
- (5) 話し合ったことを、全体で発表する。
- (6) ファシリテーターのまとめ
(例)

- ・ 結婚は本人の人生において、節目となる重要なできごとの一つである。差別によって、その幸せを壊してはならない。差別は、結婚に反対される人だけでなく反対する人も不幸にしている。
- ・ 結婚差別に直面した時、それを解消するためには本人、相手、周囲の人々の様々な努力や関わりが必要となっている。
- ・ 「同和地区はこわい」、または「同和地区と同じであると見なされたくない」という偏見が依然として残っている。しかし、正しい学習により、間違った意識を払拭することができる。
- ・ 「身元調査お断り運動」など自分にできることを通して、自分自身のもつ差別性について考えることが大切である。
- ・ 何気なく行っている日常の風習なども、人権・同和教育の視点で見つめ直してみると、差別を残す要因になっている場合がある。
- ・ 部落差別を許す社会は、他の多くの差別を容認してしまう社会である。差別をなくすことで、誰にとっても住みよい社会をつくることができる。

【資料】ワークシート例

「幸せをつかむ」

- ☆ 次の話を読んでみましょう。(別紙)
- ☆ これは、県内での実話に基づいた資料です。この結婚が、幸せな方向へ進んだ理由は何でしょうか。関係すると思う言葉、文章を書き出してみましょう。

- ☆ 学習して感じたことを書きましょう。

「幸せをつかむ」

私は、彼と付き合いはじめてすぐに、自分が同和地区出身であること、そしてこの問題を解決するためにどんな活動をしてきたかなどを、彼に話しました。その話を聞いて、彼はよく理解してくれました。また、感動もしてくれました。

しかし、彼のお母さんは、私のことを聞くと猛反対。毎晩のように彼のアパートに電話をかけてきて、自分が聞いてきた悪い噂、間違った知識、偏見等を彼に話しました。「あなたはだまされているのよ。すぐに別れなさい」こんな日が続きました。そして、とうとうお母さんは精神的にまいってしまって、病気になってしまいました。私たちは悩みました。しかし、そのとき、私は目標をもつたのです。「お母さんに分かってもらって、きっと幸せな結婚をしよう」と。

彼は、私に会うよう何度もお母さんに頼みました。いくら頼んでも会うことを拒否されましたが、それでも彼は説得し続けました。熱心な説得の結果、「会うだけよ。会うだけだからね」と言われ、私は初めてお母さんに会うことになりました。

お母さんはこうおっしゃいました。「部落というのは怖い所だし、汚い所だし、とんでもない所だ。何でそんな所からうちの嫁をもらわないといけないんだ」更に「私はね、この子が小さい時からこの膝の上に抱いて、部落の人にはだけは気をつけるんだよと、言い聞かせて育ててきた。それなのに何で…」そして、私に「あなたもあなたです。この子のことを本当に愛しているのなら別れるのが当然でしょ！」私は、お母さんの顔をじっと見てその言葉を聞いていました。お母さんの顔は、とてもつらくて苦しそうでした。3人の息子を育てたお母さんは、当然それぞれの息子たちの幸せな結婚を望んでいました。お母さんは、これまで正しい同和教育、人権教育を一切受けたことはありません。ですから、自分が聞いてきた世間の噂が本当だと信じ切っていました。本当に部落が怖くてとんでもないところなら、私でもきっと反対したでしょう。私は思いました。「早くお母さんに本当のこと、つまり、何の差別をする必要もないこと、お母さんは間違ったことを信じているということを分かってもらって、早く元気な明るいお母さんになってほしい」

この訪問がきっかけで、お母さんの家に行くようになりました。私は、お母さんに、被差別部落がなぜできたか、この部落の人たちが厳しい差別のなかでどんなに強く生き抜いたか、また、どんなにすばらしい文化や技術を残したか

などを話していました。そして、時には「お母さん、これ、すごく分かりやすい資料だから、また時間がある時に読んでおいてくださいね」と、簡単な冊子を置いて帰ったこともあります。すると、少しずつ、お母さんの私に対しての見方が変わってきました。最初は「被差別部落の祐子ちゃん」だった見方が、だんだんと「一人の人間としての祐子ちゃん」へと変わってきたのです。

そして、約1年が経つころ、お母さんはこうおっしゃいました。

「祐子ちゃん、祐子ちゃんのおかげで、私はどんなに間違った考えをしていたかが分かってきた。でもね、差別だと分かっていても、どうしても怖くてもう一步を踏み出すことができない。前にある橋を渡ることができないんだよ」

私は、お母さんに言いました。

「お母さん、私は、今回の結婚差別があつて本当によかったと思います。今回のことでの私は悩みました。そして色々な人に相談しました。みんなはそれぞれの立場からアドバイスしてくれたり、また温かい励ましの言葉をたくさんくれたりしました。私は気が付きました。今まで一人で大人になった気がしたけれど、私はこんなに多くの愛情に支えられて生きていたんだな。本当にありがたいな。もし今回のがなかつたら、こんなに多くの人の愛情に支えられていることに気が付きもしないで生きていたと思うのです。今後、私も、苦しんでいる人や悩んでいる人がいたら、その人に愛情を注いでいこうと思いました。そう思うと、今回の結婚差別や、私を生んで育てくれた両親に心から感謝しました」

しばらくして、お母さんから実家に電話があり、「結納はいつにしましょう。結婚式は…」と、とんとん拍子に話が運び、盛大に結婚式も挙げ、幸せな結婚生活がスタートしました。

私の妹は、差別されることなく、理解されて結婚しました。それは、教育の成果だと思います。今の社会には、同和教育を受けてきた世代がどんどん増えています。今後も、学校教育や社会教育、家庭教育の場で学習することで、お母さんのような理解者が増えると信じています。

※ 第58回四国地区人権教育研究大会（2011年）における県内報告から抜粋

資料作成委員

西条市立神拝小学校	教諭	高橋秀子
砥部町立宮内小学校	教諭	玉田千冬
宇和島市立成妙小学校	教諭	藤田美紀
四国中央市立川之江南中学校	教諭	宮内寿則
松山市立湯山中学校	教諭	丹下道一
大洲市立大洲南中学校	教諭	神田雅弘
愛媛県立今治北高等学校	教諭	藤本充
愛媛県立松山南高等学校	教諭	浅野尚志
愛媛県立川之石高等学校	教諭	堀賢一
西条市教育委員会西部部分室	人権教育指導員	原田保一
伊予市教育委員会社会教育課	主査	池富隆博
南予教育事務所	社会教育主事	西川浩司

人権教育課においては、次の者が本書の編集にあたった。

課長	峯本陽子	主幹	白方敬一郎
係長	柿本久	担当係長	小黒裕二
担当係長	酒井学	指導主事	森昭彦
指導主事	上田正弘	指導主事	青木志郎
指導主事	河淵陽子	指導主事	佐々木直
専門員	大野さおり		

人権・同和教育資料 同和問題学習の系統性を踏まえた 指導者研修資料

発行 平成26年3月
編集者 愛媛県教育委員会人権教育課
発行者 愛媛県教育委員会人権教育課

